別添

小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱の一部を改正する新旧対照表（傍線部分は改正部分）

小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱に関する規程（平成２０・０９・３０中庁第１号、最終改正２０２２０３１８中庁第１０号）

改正案	現行
小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱 Ⅰ　小規模事業者経営改善資金 １．目的 本制度は、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会（以下「会議所等」という。）の実施する経営改善普及事業における経営指導を金融面から補完し、経営改善普及事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金を商工会議所会頭・商工会会長及び都道府県商工会連合会会長（以下「会頭等」という。）の推薦に基づき、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）（以下「公庫」という。）から無担保、無保証人で低利に融資することにより、小規模事業者の経営改善を促進することを目的とする。 ２．融資対象及び融資条件 （１）融資対象 商工会法（昭和３５年法律第８９号）第２条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下のもの（以下「小規模事業者」という。）。	小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱 Ⅰ　小規模事業者経営改善資金 １．目的 本制度は、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会（以下「会議所等」という。）の実施する経営改善普及事業における経営指導を金融面から補完し、経営改善普及事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金を商工会議所会頭・商工会会長及び都道府県商工会連合会会長（以下「会頭等」という。）の推薦に基づき、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）（以下「公庫」という。）から無担保、無保証人で低利に融資することにより、小規模事業者の経営改善を促進することを目的とする。 ２．融資対象及び融資条件 （１）融資対象 商工会法（昭和３５年法律第８９号）第２条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下のもの（以下「小規模事業者」という。）。

改正案	現行
（２）貸付限度 １，０００万円以内（解散前の国民生活金融公庫（以下「旧国民公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（４８企庁第１１５４号）に規定された小規模事業者経営改善資金融資に係る残高を含む。）とする。 なお、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧国民公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小企業流通業活性化特別貸付及び中小流通業発展基盤整備特別貸付制度との合計額が１，５００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（旧国民公庫の生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱（平成１１年１０月１日付け蔵政第６２５号、生衛発第１４５５号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を含む。）との合計額が１，０００万円を超えないものとする。 （３）貸付期間 設備資金については、７年以内、運転資金については５年以内とする。 （４）据置期間 ６ヵ月以内とする。 （５）無担保・無保証人とする。 （６）金利は別途通知するものとする。 （７）取扱期間 令和５年３月３１日までとする。 ３．会議所等における推薦	（２）貸付限度 １，０００万円以内（解散前の国民生活金融公庫（以下「旧国民公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（４８企庁第１１５４号）に規定された小規模事業者経営改善資金融資に係る残高を含む。）とする。 なお、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧国民公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小企業流通業活性化特別貸付及び中小流通業発展基盤整備特別貸付制度との合計額が１，５００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（旧国民公庫の生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱（平成１１年１０月１日付け蔵政第６２５号、生衛発第１４５５号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を含む。）との合計額が１，０００万円を超えないものとする。 （３）貸付期間 設備資金については、７年以内、運転資金については５年以内とする。 （４）据置期間 ６ヵ月以内とする。 （５）無担保・無保証人とする。 （６）金利は別途通知するものとする。 （７）取扱期間 令和５年３月３１日までとする。 ３．会議所等における推薦

改正案	現行
（１）会議所等の経営指導員（その地区内に商工会の未設置地区のある都道府県商工会連合会の専門経営指導員及び商工会議所、商工会の経営指導員が中小企業大学校の中小企業診断士養成コースを受講する代替として、商工会議所又は都道府県商工会連合会から派遣された嘱託専門指導員を含む。以下同じ。）の経営指導に基づく経営改善の実施に必要な資金について本融資を受けようとする小規模事業者は、その事業所のある地区の会議所等（経営指導員の配置されている支部、支所、出張所を含むものとし、商工会の未設立地区の事業所にあっては都道府県商工会連合会とする。）に対し、融資の推薦の申込みを行う。この場合において、推薦申込みの行為は、その事業主（法人にあってはその役員）自身又はその家族若しくは従業員であって、経営内容を把握している者により行わなければならない。	（１）会議所等の経営指導員（その地区内に商工会の未設置地区のある都道府県商工会連合会の専門経営指導員及び商工会議所、商工会の経営指導員が中小企業大学校の中小企業診断士養成コースを受講する代替として、商工会議所又は都道府県商工会連合会から派遣された嘱託専門指導員を含む。以下同じ。）の経営指導に基づく経営改善の実施に必要な資金について本融資を受けようとする小規模事業者は、その事業所のある地区の会議所等（経営指導員の配置されている支部、支所、出張所を含むものとし、商工会の未設立地区の事業所にあっては都道府県商工会連合会とする。）に対し、融資の推薦の申込みを行う。この場合において、推薦申込みの行為は、その事業主（法人にあってはその役員）自身又はその家族若しくは従業員であって、経営内容を把握している者により行わなければならない。
（２）申込みについては、小規模事業者が自ら記入が困難なときは、経営指導員その他の職員がこれを補助するものとする。	（２）申込みについては、小規模事業者が自ら記入が困難なときは、経営指導員その他の職員がこれを補助するものとする。
（３）小規模企業振興委員は、経営指導員を補佐し、本制度の普及徹底に努め、申込みに当たって経営指導員への中継ぎを行うことができるものとする。	（３）小規模企業振興委員は、経営指導員を補佐し、本制度の普及徹底に努め、申込みに当たって経営指導員への中継ぎを行うことができるものとする。
（４）経営指導員は、小規模事業者の申込みの受付に際しては、当該申込者が次の各要件を満たしていることを確認するものとする。 ①　従前から会議所等の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ②　最近１年以上同一会議所等の地区内で事業を行っている	（４）経営指導員は、小規模事業者の申込みの受付に際しては、当該申込者が次の各要件を満たしていることを確認するものとする。 ①　従前から会議所等の経営指導を受けている小規模事業者であること。 ②　最近１年以上同一会議所等の地区内で事業を行っている

改正案	現行
こと（ただし、他の会議所等の地区から移転の場合は営業期間を通算できる。）。 ③　所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む。）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を、原則として全て完納している者であること。 ④　公庫の非融資対象業種等に属していないものであること。 （５）申込みを受けた案件について経営指導員は、要件に照らして審査を行うものとする。この際、特に本制度融資の貸付実績等に照らして必要と認められる会議所等については、公庫の支店（国民生活事業）（以下「支店」という。）に直近の貸付等の状況について確認するものとする。 ①　原則として６ヵ月以前から、経営指導を受けているものであって、経営指導員による経営指導に基づく設備、施設の近代化・販売方法の改善、その他の改善又は技術の改善のために必要な資金の融資にかかるものであること。ただし、情報通信技術を活用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が随時財務状況を確認できる小規模事業者の場合その他経営指導員が経営指導期間を短縮することが適当と認める場合には、これを短縮することができる。 ②　本融資が無担保・無保証人であることに鑑み、会議所等の記帳指導を現に受けている者、会議所等の記帳機械化システムの利用者、その他伝票等帳票類から会議所等がその経理内容を確実に把握できる者であること。 ③　担保又は保証について余力があり、他の金融制度の利用が	こと（ただし、他の会議所等の地区から移転の場合は営業期間を通算できる。）。 ③　所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む。）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く。）を、原則として全て完納している者であること。 ④　公庫の非融資対象業種等に属していないものであること。 （５）申込みを受けた案件について経営指導員は、要件に照らして審査を行うものとする。この際、特に本制度融資の貸付実績等に照らして必要と認められる会議所等については、公庫の支店（国民生活事業）（以下「支店」という。）に直近の貸付等の状況について確認するものとする。 ①　原則として６ヵ月以前から、経営指導を受けているものであって、経営指導員による経営指導に基づく設備、施設の近代化・販売方法の改善、その他の改善又は技術の改善のために必要な資金の融資にかかるものであること。ただし、情報通信技術を活用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が随時財務状況を確認できる小規模事業者の場合その他経営指導員が経営指導期間を短縮することが適当と認める場合には、これを短縮することができる。 ②　本融資が無担保・無保証人であることに鑑み、会議所等の記帳指導を現に受けている者、会議所等の記帳機械化システムの利用者、その他伝票等帳票類から会議所等がその経理内容を確実に把握できる者であること。 ③　担保又は保証について余力があり、他の金融制度の利用が

改正案	現行
明らかに可能である者でないこと。	明らかに可能である者でないこと。
（６）経営指導員は、審査を行うに当たり、現場調査を行うものとする。ただし、経営指導員が既に現場調査を行う等により当該企業の事業所の状況等を会議所等が確実に把握している場合は、この限りではない。	（６）経営指導員は、審査を行うに当たり、現場調査を行うものとする。ただし、経営指導員が既に現場調査を行う等により当該企業の事業所の状況等を会議所等が確実に把握している場合は、この限りではない。
（７）会議所等に、会議所等の役職員（経営指導員及び補助職員を除く。）その他会議所等の関係者であって、会頭等の指名する者若干名をもって組織する審査会を置く。	（７）会議所等に、会議所等の役職員（経営指導員及び補助職員を除く。）その他会議所等の関係者であって、会頭等の指名する者若干名をもって組織する審査会を置く。
（８）経営指導員は、上記（５）の審査の結果及び当該案件の緊急性を勘案して、意見を付して推薦の可否について審査会に案件を付議する。	（８）経営指導員は、上記（５）の審査の結果及び当該案件の緊急性を勘案して、意見を付して推薦の可否について審査会に案件を付議する。
（９）審査会においては、経営指導員の判定を審査し、全会一致で推薦案件を決定する。ただし、情報通信技術を利用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が随時財務状況を確認できる小規模事業者の場合その他当該企業の経理の把握状況等が一定の水準にあると認められるものについては、審査会の委員長が経営指導員の判定を審査することにより、推薦案件を決定しうることとする。	（９）審査会においては、経営指導員の判定を審査し、全会一致で推薦案件を決定する。ただし、情報通信技術を利用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が随時財務状況を確認できる小規模事業者の場合その他当該企業の経理の把握状況等が一定の水準にあると認められるものについては、審査会の委員長が経営指導員の判定を審査することにより、推薦案件を決定しうることとする。
(10) 会頭等は、審査会の推薦決定案件を公庫に推薦する。なお、推薦しないことに決定した案件については、その旨を当該企業に通知する。	(10) 会頭等は、審査会の推薦決定案件を公庫に推薦する。なお、推薦しないことに決定した案件については、その旨を当該企業に通知する。
(11) 経営指導員及び審査会は、できるだけ早急に審査を行うとともに、他方、本制度が無担保・無保証人融資であることに鑑み、放漫な運用により本制度の円滑な運営を阻害することのないよう、留意するものとし、また、会議所等は地域商工業の	(11) 経営指導員及び審査会は、できるだけ早急に審査を行うとともに、他方、本制度が無担保・無保証人融資であることに鑑み、放漫な運用により本制度の円滑な運営を阻害することのないよう、留意するものとし、また、会議所等は地域商工業の

改正案	現行
総合的な改善発達を図るための公益性の高い団体であることを自覚し、慎重かつ公正に行うよう留意するものとする。	総合的な改善発達を図るための公益性の高い団体であることを自覚し、慎重かつ公正に行うよう留意するものとする。
４．公庫における審査 （１）本制度融資に係る金融審査は公庫の責任において行うものとするが、会議所等の推薦手続と重複することのないよう迅速に進めるよう努めるものとする。 （２）公庫は、貸付決定結果を当該企業に通知するとともに、会議所等に対しその旨を（特に、否決の場合は、あらかじめ）連絡するものとする。	４．公庫における審査 （１）本制度融資に係る金融審査は公庫の責任において行うものとするが、会議所等の推薦手続と重複することのないよう迅速に進めるよう努めるものとする。 （２）公庫は、貸付決定結果を当該企業に通知するとともに、会議所等に対しその旨を（特に、否決の場合は、あらかじめ）連絡するものとする。
５．推薦枠及び貸付枠 （１）中小企業庁は、小規模事業者の数、経営指導員数、推薦実績、貸付実績等を勘案して、必要に応じ推薦枠の基準等の設定、実施の指示、調整を行うものとする。 （２）公庫は、（１）により推薦枠が実施された場合には、中小企業庁の定めた推薦枠に基づき各支店ごとに貸付枠の配分、調整を行う。	５．推薦枠及び貸付枠 （１）中小企業庁は、小規模事業者の数、経営指導員数、推薦実績、貸付実績等を勘案して、必要に応じ推薦枠の基準等の設定、実施の指示、調整を行うものとする。 （２）公庫は、（１）により推薦枠が実施された場合には、中小企業庁の定めた推薦枠に基づき各支店ごとに貸付枠の配分、調整を行う。
６．その他 （１）会議所等は公庫に対する審査場所の提供等の便宜・供与を行い、公庫は、適宜職員を会議所等に派遣する等相互に密接な協力を行うものとする。また、公庫及び会議所等は、制度運用又は審査方法等について必要な連絡調整を図るため、定期的な連絡会議等を開催するものとする。	６．その他 （１）会議所等は公庫に対する審査場所の提供等の便宜・供与を行い、公庫は、適宜職員を会議所等に派遣する等相互に密接な協力を行うものとする。また、公庫及び会議所等は、制度運用又は審査方法等について必要な連絡調整を図るため、定期的な連絡会議等を開催するものとする。

改正案	現行
（２）会議所等は、貸付案件については、その後の経営改善の状況を把握するよう努めるとともに、公庫の貸付金回収に当たっても十分これに協力するものとする。	（２）会議所等は、貸付案件については、その後の経営改善の状況を把握するよう努めるとともに、公庫の貸付金回収に当たっても十分これに協力するものとする。
（３）会議所等は、本制度の実行に当たり、その指導体制の強化が前提であることに鑑み、経営指導員の充足、資質の向上、役職員の指導力の強化その他機構の整備に努めるとともに、地区内の小規模事業者の組織化の推進等地区内小規模事業者と密着した指導体制の確立に努めるものとする。	（３）会議所等は、本制度の実行に当たり、その指導体制の強化が前提であることに鑑み、経営指導員の充足、資質の向上、役職員の指導力の強化その他機構の整備に努めるとともに、地区内の小規模事業者の組織化の推進等地区内小規模事業者と密着した指導体制の確立に努めるものとする。
（４）本資金の返済を怠った者については、公庫はその旨を会議所等に連絡するものとし、会議所等は、その者に対しては本資金の推薦を行わないものとする。ただし、天災・火災等真にやむを得ない事由による場合はこの限りでない。	（４）本資金の返済を怠った者については、公庫はその旨を会議所等に連絡するものとし、会議所等は、その者に対しては本資金の推薦を行わないものとする。ただし、天災・火災等真にやむを得ない事由による場合はこの限りでない。
（５）公庫は、支店別の貸付状況、支店別の事故発生状況等を定期的に中小企業庁に報告するものとする。	（５）公庫は、支店別の貸付状況、支店別の事故発生状況等を定期的に中小企業庁に報告するものとする。
（６）本制度の運営にあたり、事故率が一定の水準を上回る会議所等は、事故原因、返済見通し及び事故防止のための改善措置等に関し、中小企業庁に報告するものとする。 　なお、当該報告後も改善がみられない場合、本制度の運営が不当と認められた場合、又は小規模企業経営改善普及事業の実施が十分でないと認められた場合には、中小企業庁は必要に応じ、公庫又は会議所等に対して、改善の指示、推薦枠の削減、推薦の一定期間の停止等の措置をとることができるものとする。	（６）本制度の運営にあたり、事故率が一定の水準を上回る会議所等は、事故原因、返済見通し及び事故防止のための改善措置等に関し、中小企業庁に報告するものとする。 　なお、当該報告後も改善がみられない場合、本制度の運営が不当と認められた場合、又は小規模企業経営改善普及事業の実施が十分でないと認められた場合には、中小企業庁は必要に応じ、公庫又は会議所等に対して、改善の指示、推薦枠の削減、推薦の一定期間の停止等の措置をとることができるものとする。
７．貸付限度の特例	７．貸付限度の特例

改正案	現行
①　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに貸付けの申込を行った者の貸付限度は、２.（２）の規定にかかわらず、当該規定に定める貸付限度額を１,５００万円、平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付の申込を行ったものの限度額を２,０００万円（いずれの場合も、旧国民公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（４８企庁第１１５４号）に規定された小規模事業者経営改善資金融資に係る残高を含む。）とする。 　なお、この場合、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧国民公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小企業流通業活性化特別貸付及び中小流通業発展基盤整備特別貸付制度との合計額が２,０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（旧国民公庫の生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱（平成１１年１０月１日付け蔵政第６２５号、生衛発第１４５５号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を含む。）との合計額が２,０００万円を超えないものとする。	①　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに貸付けの申込を行った者の貸付限度は、２.（２）の規定にかかわらず、当該規定に定める貸付限度額を１,５００万円、平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付の申込を行ったものの限度額を２,０００万円（いずれの場合も、旧国民公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（４８企庁第１１５４号）に規定された小規模事業者経営改善資金融資に係る残高を含む。）とする。 　なお、この場合、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧国民公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小企業流通業活性化特別貸付及び中小流通業発展基盤整備特別貸付制度との合計額が２,０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（旧国民公庫の生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱（平成１１年１０月１日付け蔵政第６２５号、生衛発第１４５５号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を含む。）との合計額が２,０００万円を超えないものとする。
②　東日本大震災の被害を受けた者であって、 （１）岩手県及び宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成２３年政令第４０９号）第２条に規定する東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域、又は福島県に事業所を有し、事業活動を行うものであって、東日本大震災により直	②　東日本大震災の被害を受けた者であって、 （１）岩手県及び宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成２３年政令第４０９号）第２条に規定する東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域、又は福島県に事業所を有し、事業活動を行うものであって、東日本大震災により直

改正案	現行
接の被害を受けたもの（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（（２）に掲げる者を除く。））	接の被害を受けたもの（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（（２）に掲げる者を除く。））
（２）平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第２項又は第２０条第５項の規定により同法第１５条第２項第１号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。）内に事業所を有し事業活動を行う者（そのうち、本項②（１）に規定する「これらに準ずる被害を受けた旨の証明」として、同区域内に事業所を有することの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者） 注：本項②（１）及び（２）を合わせ、本項②（３）において「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。	（２）平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第２項又は第２０条第５項の規定により同法第１５条第２項第１号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。）内に事業所を有し事業活動を行う者（そのうち、本項②（１）に規定する「これらに準ずる被害を受けた旨の証明」として、同区域内に事業所を有することの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者） 注：本項②（１）及び（２）を合わせ、本項②（３）において「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。
（３）福島県に事業所を有し事業活動を行うもののうち、直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は商工会・商工会議所等から受けた者 注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、平成２３年３月１１日に発生し	（３）福島県に事業所を有し事業活動を行うもののうち、直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は商工会・商工会議所等から受けた者 注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、平成２３年３月１１日に発生し

改正案	現行
た東北地方太平洋沖地震による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が１００分の２０以上の小規模事業者であって、借入申込後３ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して１００分の１５以上減少すると見込まれる者若しくは借入申込直前２ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して１００分の１０以上減少した者をいう。 のいずれかの要件を満たす者であって、小規模事業者に該当し、かつ、商工会・商工会議所等の策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる者が、平成２３年３月１１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２．（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、１，０００万円（本項②における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項②における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における東日本大震災復興特別貸付制度のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する３，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、③、及び④による貸付との合計額が３，０００万円を	た東北地方太平洋沖地震による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が１００分の２０以上の小規模事業者であって、借入申込後３ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して１００分の１５以上減少すると見込まれる者若しくは借入申込直前２ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して１００分の１０以上減少した者をいう。 のいずれかの要件を満たす者であって、小規模事業者に該当し、かつ、商工会・商工会議所等の策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれる者が、平成２３年３月１１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２．（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、１，０００万円（本項②における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項②における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における東日本大震災復興特別貸付制度のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する３，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、③、及び④による貸付との合計額が３，０００万円を

改正案	現行
超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。	超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。
③　災害復興特別貸付制度要綱（財政第１５０号）に規定する対象災害の被害を受けた者のうち、	③　災害復興特別貸付制度要綱（財政第１５０号）に規定する対象災害の被害を受けた者のうち、
（１）対象災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者） 注：本項③（２）において「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。	（１）対象災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者） 注：本項③（２）において「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。
（２）直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は商工会・商工会議所等から受けた者 注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、対象災害による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が一対象災害につき１００分の２０以上の小規模事業者であって、借入申込後３か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象災害につき１００分の１５以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前２ヵ月の売上額若しく	（２）直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は商工会・商工会議所等から受けた者 注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、対象災害による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が一対象災害につき１００分の２０以上の小規模事業者であって、借入申込後３か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象災害につき１００分の１５以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前２ヵ月の売上額若しく

改正案	現行
は受注額が前年同期に比して同対象災害につき１００分の１０以上減少した者をいう。 のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者に該当し、かつ、商工会・商工会議所等の策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日から令和５年３月３１日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２.（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、一対象災害につき１，０００万円（本項③における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、同一の対象災害に係る当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項③における貸付限度額の特例による一対象災害ごとの別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における災害復興特別貸付のうち、同一の対象災害に係る直接被害に関する金利引下げ措置に対する３，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、②及び④による貸付けとの合計額が３，０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。	は受注額が前年同期に比して同対象災害につき１００分の１０以上減少した者をいう。 のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者に該当し、かつ、商工会・商工会議所等の策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日から令和５年３月３１日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２.（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、一対象災害につき１，０００万円（本項③における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、同一の対象災害に係る当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項③における貸付限度額の特例による一対象災害ごとの別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における災害復興特別貸付のうち、同一の対象災害に係る直接被害に関する金利引下げ措置に対する３，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、②及び④による貸付けとの合計額が３，０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。

改正案	現行
④　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比して１００分の５以上減少又はこれと同様の状況にある者であって、小規模事業者に該当するものが、令和２年１月２９日から令和４年９月３０日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２．（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、１，０００万円（本項④における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項④における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における新型コロナウイルス感染症特別貸付のうち、金利引下げ措置に対する６，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、②、及び③による貸付けとの合計額が３，０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。 注：本項④において「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生されると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観	④　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者のうち、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前４年のいずれかの年の同期と比して１００分の５以上減少又はこれと同様の状況にある者であって、小規模事業者に該当するものが、令和２年１月２９日から令和４年６月３０日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、２．（２）及び本項①に規定する貸付限度額とは別に、１，０００万円（本項④における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。 なお、本項④における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における新型コロナウイルス感染症特別貸付のうち、金利引下げ措置に対する６，０００万円を限度とする限度額に含まれるものとする。 また、会議所等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する消費税導入円滑化貸付、中小企業経営基盤強化特別貸付、中小流通発展基盤整備特別貸付制度、本項①、②、及び③による貸付けとの合計額が３，０００万円を超えないで、かつ、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付との合計額が１，０００万円を超えないものとする。 注：本項④において「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生されると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観

改正案	現行
的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。	的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。
８．貸付利率の特例 ①　平成２３年３月１１日から令和５年３月３１日までに、７．②の要件に該当する者が貸付けの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別途通知する金利から０．９％を控除した利率とする（７．②に規定する別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０．０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別途通知する金利を適用する。	８．貸付利率の特例 ①　平成２３年３月１１日から令和５年３月３１日までに、７．②の要件に該当する者が貸付けの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別途通知する金利から０．９％を控除した利率とする（７．②に規定する別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０．０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別途通知する金利を適用する。
②　災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日から令和５年３月３１日までに、７．③（１）の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．９％を控除した利率とし、７．③（２）の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．５％を控除した利率とする（７．③に規定する一対象災害ごとに別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０，０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経	②　災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日から令和５年３月３１日までに、７．③（１）の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．９％を控除した利率とし、７．③（２）の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．５％を控除した利率とする（７．③に規定する一対象災害ごとに別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０，０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経

改正案	現行
営改善利率を適用する。	営改善利率を適用する。
③　令和２年１月２９日から令和５年３月３１日までに、７．④の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．９％を控除した利率とする（７．④に規定する別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０．０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。	③　令和２年１月２９日から令和５年３月３１日までに、７．④の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初３年間の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率から０．９％を控除した利率とする（７．④に規定する別に貸付けを受けることができる１，０００万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は０．０５％とする）。なお、貸付日から当初３年間経過後の貸付利率は、２．（６）に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。
９．取扱期間の特例	９．取扱期間の特例
①　平成２３年３月１１日以降に貸付けを受けた者であって、７．②の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．②及び８．①の特例を適用できるものとする。	①　平成２３年３月１１日以降に貸付けを受けた者であって、７．②の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．②及び８．①の特例を適用できるものとする。
②　災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日以降に貸付けを受けた者であって、７．③の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．③及び８．②の特例を適用できるものとする。	②　災害復興特別貸付制度要綱に基づき対象災害ごとに別に通知する日以降に貸付けを受けた者であって、７．③の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．③及び８．②の特例を適用できるものとする。
③　令和２年１月２９日以降に貸付けを受けた者であって、７．④の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．④及び８．③の特例を適用できるものとする。	③　令和２年１月２９日以降に貸付けを受けた者であって、７．④の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り７．④及び８．③の特例を適用できるものとする。

改正案	現行
１０．貸付期間の特例 平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込を行ったものについては、２．（３）の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金については１０年以内、運転資金については７年以内とする。 ただし、７．④の要件に該当する者については、貸付期間を運転資金にあっては１０年以内とする。	１０．貸付期間の特例 平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込を行ったものについては、２．（３）の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金については１０年以内、運転資金については７年以内とする。 ただし、７．④の要件に該当する者については、貸付期間を運転資金にあっては１０年以内とする。
１１．据置期間の特例 ①　平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込を行ったものについては、２．（４）の規定にかかわらず、据置期間を設備資金については２年以内、運転資金については１年以内とする。	１１．据置期間の特例 ①　平成２６年４月１日から令和５年３月３１日までに貸付けの申込を行ったものについては、２．（４）の規定にかかわらず、据置期間を設備資金については２年以内、運転資金については１年以内とする。
②　令和２年１月２９日から令和４年９月３０日までに貸付けの申込を行ったものであって、７．④の要件に該当するものについては、２．（４）及び１１．①の規定にかかわらず、据置期間を設備資金については４年以内、運転資金については３年以内とする。	②　令和２年１月２９日から令和４年６月３０日までに貸付けの申込を行ったものであって、７．④の要件に該当するものについては、２．（４）及び１１．①の規定にかかわらず、据置期間を設備資金については４年以内、運転資金については３年以内とする。
１２．会議所等における推薦に係る特例 ７．④の規定による貸付限度に係る特例の対象となる者については、３．（１）の規定にかかわらず、その事業所のある地区を業務区域とする支店の業務区域内に所在する会議所等に対	１２．会議所等における推薦に係る特例 ７．④の規定による貸付限度に係る特例の対象となる者については、３．（１）の規定にかかわらず、その事業所のある地区を業務区域とする支店の業務区域内に所在する会議所等に対

改正案	現行
し、融資の推薦申込みを行うことができる。	し、融資の推薦申込みを行うことができる。
Ⅱ　小規模事業者経営発達支援資金	Ⅱ　小規模事業者経営発達支援資金
１．目的 本制度は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号。以下「小規模事業者支援法」という。）第７条第１項に基づき経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所又は商工会（以下「認定商工会等」という。）の指導及び助言により、小規模事業者の持続的発展を図るために必要とする資金を、公庫が低利に融資することにより、小規模事業者の持続的発展に資することを目的とする。	１．目的 本制度は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号。以下「小規模事業者支援法」という。）第７条第１項に基づき経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所又は商工会（以下「認定商工会等」という。）の指導及び助言により、小規模事業者の持続的発展を図るために必要とする資金を、公庫が低利に融資することにより、小規模事業者の持続的発展に資することを目的とする。
２．融資対象及び融資条件 （１）融資対象 商工会法（昭和３５年法律第８９号）第２条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下のもの（以下「小規模事業者」という。）。 （２）貸付限度 ７，２００万円以内（ただし、運転資金については４，８００万円）とする。 （３）貸付期間 設備資金については、２０年以内、運転資金については８年	２．融資対象及び融資条件 （１）融資対象 商工会法（昭和３５年法律第８９号）第２条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者については、５人）以下のもの（以下「小規模事業者」という。）。 （２）貸付限度 ７，２００万円以内（ただし、運転資金については４，８００万円）とする。 （３）貸付期間 設備資金については、２０年以内、運転資金については８年

改正案	現行
以内とする。 （４）据置期間 ２年以内とする。ただし、小企業者（借入申込時点における常時使用する従業員の数が５人以下のものをいう。）については３年以内とする。 （５）貸付金利 貸付利率は別に定める特別利率①とする。 （６）資金使途 資金使途は、（１）に掲げる者が事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及びそれに伴う運転資金とする。 （７）取扱期間 令和５年３月３１日までとする。	以内とする。 （４）据置期間 ２年以内とする。ただし、小企業者（借入申込時点における常時使用する従業員の数が５人以下のものをいう。）については３年以内とする。 （５）貸付金利 貸付利率は別に定める特別利率①とする。 （６）資金使途 資金使途は、（１）に掲げる者が事業の持続的発展を目的とした事業計画の実施のために必要とする設備資金及びそれに伴う運転資金とする。 （７）取扱期間 令和５年３月３１日までとする。
３．認定商工会等における推薦 （１）認定商工会等の経営指導員による指導及び助言に基づく事業の持続的発展に資する取組を行うため本資金の融資を受けようとする小規模事業者は、その事業所のある地区の認定商工会等に対し、融資の申込みを行う。この場合において、融資の申込みの行為は、その事業主（法人にあってはその役員）自身又はその家族若しくは従業員であって、経営内容を把握している者により行わなければならない。 （２）申込みについては、小規模事業者が自ら記入が困難なときは、経営指導員その他の職員がこれを補助するものとする。 （３）小規模企業振興委員は、経営指導員を補佐し、本制度の普及	３．認定商工会等における推薦 （１）認定商工会等の経営指導員による指導及び助言に基づく事業の持続的発展に資する取組を行うため本資金の融資を受けようとする小規模事業者は、その事業所のある地区の認定商工会等に対し、融資の申込みを行う。この場合において、融資の申込みの行為は、その事業主（法人にあってはその役員）自身又はその家族若しくは従業員であって、経営内容を把握している者により行わなければならない。 （２）申込みについては、小規模事業者が自ら記入が困難なときは、経営指導員その他の職員がこれを補助するものとする。 （３）小規模企業振興委員は、経営指導員を補佐し、本制度の普及

改正案	現行
徹底に努め、申込みに当たって経営指導員への中継ぎを行うことができるものとする。	徹底に努め、申込みに当たって経営指導員への中継ぎを行うことができるものとする。
（４）認定商工会等は、小規模事業者の申込みの受付に際しては、当該申込者が次の各要件を満たしていることを経営指導員が確認した上で公庫に申込みを推薦するものとする。	（４）認定商工会等は、小規模事業者の申込みの受付に際しては、当該申込者が次の各要件を満たしていることを経営指導員が確認した上で公庫に申込みを推薦するものとする。
①　認定商工会等が認定を受けた経営発達支援計画に沿って、自ら事業計画の策定を行い、認定商工会等による指導及び助言を受けていること。なお、「事業計画」は、次のイ～ホの全ての要件を満たすものとする。	①　認定商工会等が認定を受けた経営発達支援計画に沿って、自ら事業計画の策定を行い、認定商工会等による指導及び助言を受けていること。なお、「事業計画」は、次のイ～ホの全ての要件を満たすものとする。
イ　計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から３から５事業年度を目途に収支の黒字化等の収支・財務の健全化等が見込まれる計画であること。	イ　計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から３から５事業年度を目途に収支の黒字化等の収支・財務の健全化等が見込まれる計画であること。
ロ　事業の現況と課題及び課題を踏まえた具体的な改善策について記載された計画であること。	ロ　事業の現況と課題及び課題を踏まえた具体的な改善策について記載された計画であること。
ハ　計画期間中の各事業年度の収支計画（財務計画は必要に応じて記載）、資金計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画が記載された計画であること。	ハ　計画期間中の各事業年度の収支計画（財務計画は必要に応じて記載）、資金計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画が記載された計画であること。
ニ　設備投資を実施する計画であること。	ニ　設備投資を実施する計画であること。
ホ　新たな雇用又は雇用の維持について記載された計画であること。	ホ　新たな雇用又は雇用の維持について記載された計画であること。
②　地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が認められること。なお、「地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が認められること」とは、事業計画が、地域に根ざした事業の持続的発展を目的としており、かつ、新たな雇用又は雇	②　地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が認められること。なお、「地域経済の活性化のために、一定の雇用効果が認められること」とは、事業計画が、地域に根ざした事業の持続的発展を目的としており、かつ、新たな雇用又は雇

改正案	現行
用の維持を図ることをいう。 ③　人材の確保・育成に努めていること。 ④　公庫の非融資対象業種等に属していないものであること。	用の維持を図ることをいう。 ③　人材の確保・育成に努めていること。 ④　公庫の非融資対象業種等に属していないものであること。
５．公庫における審査 公庫は、貸付決定結果を当該企業に通知するとともに、認定商工会等に対しその旨をあらかじめ連絡するものとする。	５．公庫における審査 公庫は、貸付決定結果を当該企業に通知するとともに、認定商工会等に対しその旨をあらかじめ連絡するものとする。
６．事後指導 （１）認定商工会等は、経営指導員が貸付後概ね３ヵ月ごとに事業計画の進捗状況の確認をした上で必要な支援を実施するものとする。また、貸付後５年間、年に１回公庫へ状況を報告するものとする。 （２）この資金における融資を受けた小規模事業者が貸付期間中に移転した場合には、移転先の地域を管轄する商工会議所又は商工会が事後指導を行うものとする。この場合、移転元の地域を管轄する認定商工会等は、移転先の商工会議所又は商工会に対し、これまでの指導状況等事後指導を実施するために必要な情報を引き継ぐものとする。	６．事後指導 （１）認定商工会等は、経営指導員が貸付後概ね３ヵ月ごとに事業計画の進捗状況の確認をした上で必要な支援を実施するものとする。また、貸付後５年間、年に１回公庫へ状況を報告するものとする。 （２）この資金における融資を受けた小規模事業者が貸付期間中に移転した場合には、移転先の地域を管轄する商工会議所又は商工会が事後指導を行うものとする。この場合、移転元の地域を管轄する認定商工会等は、移転先の商工会議所又は商工会に対し、これまでの指導状況等事後指導を実施するために必要な情報を引き継ぐものとする。
７．その他 （１）認定商工会等及び公庫は、相互に密接な協力を行うとともに、制度運用等について必要な連絡調整を図るため、定期的な連絡会議等を開催するものとする。	７．その他 （１）認定商工会等及び公庫は、相互に密接な協力を行うとともに、制度運用等について必要な連絡調整を図るため、定期的な連絡会議等を開催するものとする。

改正案	現行
（２）公庫は、貸付状況等を定期的に中小企業庁に報告するものとする。 ８．経過措置 小規模事業者経営発達支援資金に関する規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）第２条の規定による改正前の小規模事業者支援法第５条第１項に基づき経営発達支援計画の認定を受けている商工会議所及び商工会について準用する。	（２）公庫は、貸付状況等を定期的に中小企業庁に報告するものとする。 ８．経過措置 小規模事業者経営発達支援資金に関する規定は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第２１号）第２条の規定による改正前の小規模事業者支援法第５条第１項に基づき経営発達支援計画の認定を受けている商工会議所及び商工会について準用する。